

はばたき21

通信

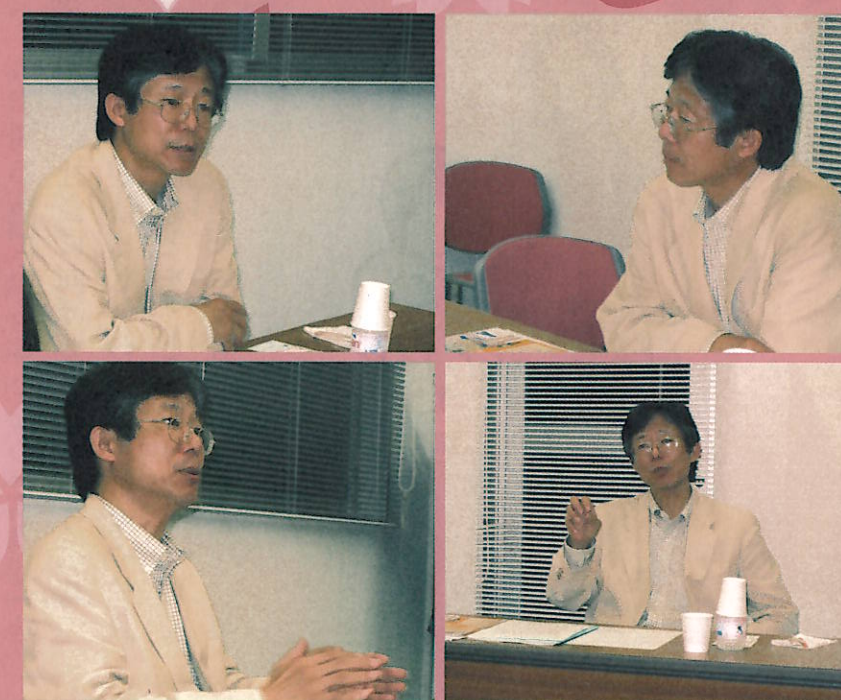
多様な暮らしと法律との関係

くらしの中の身近な法律 PART1

法制度の「へえ」

夫婦の戸籍で苗字が記載されるのは夫だけ？
戸籍制度は日本以外に、ほとんどないってホント？

法学博士
二宮周平さんにインタビュー



(2006.10 東京都台東区立上野区民館にて)

2007.3 No.13

二宮周平さんに聞く

法律は日常生活の中で普段あまり意識することがなく、何か事が起きたときに初めてその存在に気付かされます。

私たちにとって「法律」とは何でしょうか？私たちは、「法律」をどう受け止めたらいいのでしょうか。

【二宮】法の役割には、2つあります。ひとつは**制度を作る**ということですね。それは例えば家族に関すること而言えば、結婚にあたって夫婦の姓（氏）をどうするか、離婚はどのようなときに認められるか、また、夫婦の財産についてはどうするか、といった家族の基本的秩序を定めることにあります。それは全ての人の生活に関わることで

す。もうひとつは、**紛争解決の基準**です。離婚とか、婚姻外で子どもが生まれるというような事態が生じた時に、その紛争解決の為の基準になるのが法律です。離婚したときは、財産分与をどうするか、婚姻外に子どもが生まれたら、認知するのかしないのか、あるいは養育料はどうするのか、そういう時に法律が働くわけです。

この二つの側面がありますので、現在円満に暮らしているご家庭の人にも、関わっていることなのです。これからの社会に向けて、どういう家族のあり方が望ましいのか、税制度や社会保障制度などを、どのようにしていくか、といったこともこれらの法律と連動している問題です。



婚姻は、家と家との結びつきから個人と個人でありますが、**結婚**の結びつきへと変わると言われるので、**改姓**する多くの側は女性な



【二宮】1898年（明治31年）の民法で、戸主、及び家族は家の氏を称する、ということが定められました。これは家族の中には一家の長である戸主というリーダーがいて、家族員は皆その戸主に服するという制度です。そして、戸主は原則として長男が跡をとるという仕組みが完成します。

婚姻するためには、男が30歳、女が25歳までは父母の同意が必要であり、年齢に関係なく戸主の同意が無ければ婚姻はできませんでした。ですから婚姻制度には、個人と個人の結びつきであるという側面と、戸主が統率するという側面があったと言えます。結婚すれば妻は夫の家に入籍します。そして夫の家族になりますから夫の家の氏を称する。結果として夫婦は同姓になる。こういう歴史がありました。それが1947年（昭和22年）の**民法改正**まで続くわけですが、考えてみれば50年足らずの歴史しかあり

ません。しかし私たちの意識の中には、結婚したら夫の姓を名乗るという意識がかなり深く浸透したのではないかと思います。

夫婦別姓制度のメリットとお話ください。

【二宮】10年前の1996年（平成8年）に法制審議会が答申した民法改正の法案の中では**選択的夫婦別姓**が提案されました。これは同姓にしたい人は同姓にする、別姓にしたい人は別姓にする、といった当事者が選択できる制度です。別姓を強制する制度ではありませんから法案のデメリットは何もありません。

子どもの姓が困るんじゃないか、ということをよく言われますけれども、別姓夫婦の人は自分たちの生き方とか、職業の都合とか、そういうことをよく相談して



別姓でいこうと決めた人たちです。から、子どもの姓について、例えば私の姓で無いと気が済まないとか言って、そういう理由でケンカしたりすることは考えられないですね。当事者の協議の上で決めることなので問題は無い。これからは、お父さんとお母さんの姓が違う、子どもも姓が違う、それでも構わない。そういう意識を形成することが可能だと思えます。

ただ1996年（平成8年）の法案では、兄弟姉妹は同じ姓でなければならぬことも考慮されて、婚姻届を出すときに、子ども

*1947年民法改正・・・日本国憲法の制定に伴い、個人の尊厳と両性の本質的平等の観点から 民法の親族編・相続編が抜本的に改正され、家制度は廃止された。

は父または母のどちらの姓にするかを予め決めておくという内容でした。そうなるとうたい子どもたちはお父さんの姓で統一され、お母さんだけが違う姓になるケースが多くなる気もしていました。しかし10年経ってもまだ法案は成立しておりません。問題は先送りにされています。

今では国家公務員や地方自治体、民間の多くの職場でも旧姓使用を認めることが多くなっています。そういうことで、法律よりも社会が先に進んでしまっている面がありますが、それでも法律上の姓が強制されることもあります。例えば税金関係、社会保険関係、パスポート等には法律上の姓を使わなければなりません。そういうところで、しんどいなと思う方はいると思います。それに旧姓使用を認めない職場



イラスト：佐々木恵美

と、5人も6人も寅吉がいるわけです。ですから、どこか寅吉と言わないと兵士が特定できません。だから氏を付けてもらわないと困ります。明治5年前後には氏を名乗ってもいい、という法令だったのですが、その次は氏を付けなければならなくなるわけです。そして一旦付けた以上は、氏の変更はできないとされました。子どもの氏というのも家の氏でした。それが戦後になって家制度が廃止になった時に問題になりました。

わづか50年足らずと言っても家族は同じ氏を名乗るという精神風土ができあがって、その時に法律を改正する人も斬新なことではできませんでした。家制度を廃止するというだけで保守派の人からは強い抵抗もありました。戸籍は個人

だつてたくさんありますから、そこで悩んでいる方もいます。法律上の姓でないということで、強く主張できない方もいます。ですから、選択的夫婦別姓が導入されないデメリットは大きい気がしますね。

選択的夫婦別姓ができるということは、結局、氏名とは何か、という話にもつながってきます。氏名というのは、*最高裁の判例では、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であつて、人格権の一内容を構成するものというべきであるとしています。氏名に対しては個人個人でいろいろな思い入れがあります。そこで本人の意思に反して氏

子どもの氏を選択はどこまでできるのですか？

「二宮」明治以前は武士や公家、また町民でも非常に多額のお金を出した人たちが苗字帯刀を特権として許されました。それ以外の庶民に氏はありませんでした。庶民は明治時代になって初めて氏を強制されることになります。

名を変更することは人格権に反するのではないか、という疑いが出てきます。

そのように考えれば、家族は必ずしも同じ姓を名乗る必要はないのではないか、それよりも、個人を尊重して、多様な家族があることを認めることが望ましいのではないか、という考えが出てくるのです。

これに反対する考え方というのが、家族は一つの氏でまとまり、夫が働き妻は家の中のことをするという明治以降の家庭観です。それが変わることに危機感を抱いて、選択的ではあっても別姓は認めない、という主張が出てくるのだと思います。

もちろんそれ以前でも勝手に氏を名乗っていた人もいますが、名乗らなければならなかったのは明治時代になってからです。

当時は軍隊を作り、国民皆兵で兵士を集めます。兵士が集まったところで、例えば「寅吉」と呼ぶ



ですが、*婚外子の場合、産まれた時点で親子関係がわかってるのは、お母さんとの関係だけです。出生の時点で書ける氏はお母さんしかいません。子どもは母の氏を名乗ります。父親との関係は認知によって初めて成立するというのが今の判例、通説の立場です。

父親が認知をして父母の合意で父の氏に変更することはできます。または子どもの方から自分の希望で父の氏を名乗りたいということもできます。婚外子の場合、認知をされずと、父の氏、母の氏のどちらかを選択することができるわけです。

* 嫡出子・・・婚姻関係にある男女から生まれた子
* 非嫡出子・・・嫡出でない子
* 婚外子・・・「嫡出」という用語には「正統」という意味が込められているので、子について一定の価値観に基づく表現はすべきでないことから、国連の文書をはじめとして、嫡出子を婚内子、嫡出でない子を婚外子と称することが増えている。

* 最高裁の判例・・・在日朝鮮人の氏名を日本語読みしたこと違法性が問題になった事件で、本文に記したような判決を下した(最高裁1988年2月16日判決)。

戸籍筆頭者か？や世帯主って何でしょう それはどのような意味があるのでしょうか。

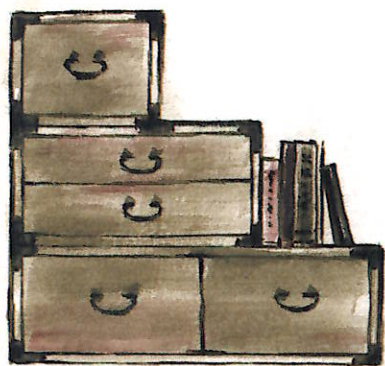
「二宮」戸籍というのは、個人の年齢、性別、出生・死亡の年月日、国籍など個人の属性と、家族関係、すなわち婚姻しているかしていないか、父は誰で母は誰で子どもは誰でとか、そうした**家族関係を登録して証明する制度**です。公に証明する公証制度といえます。個人の属性と家族関係を登録して証明する制度は近代的な国家には全てあります。婚姻する時に近親婚や重婚を禁止しています。それが証明されないと婚姻できないし、人が死亡した時に誰が相続人か分からなければ、相続も確定できないので、必ずそういう制度があります。

明治の家制度の時には、戸籍筆頭者というのは戸主でした。その戸主を基準に、その家の跡継ぎを決めなければなりませんから、長男、二男、長女、二女と子どもに順番をつけたのです。長男が死んだら二男を跡継ぎに繰り上げるそのための序列でした。

戦後になって家制度は廃止され

ました。その時に戸籍も個人単位にするかという議論もありました。**G H Q（連合国総司令部）**からは、日本も家制度が無くなったのだから、個人個人の登録証明書にしたかどうかという強い指示がありました。

しかし、時の司法省は、日本には物資が不足していて紙が無い。個人個人にすると紙がたくさん要る、という説明をしました。また、家制度を廃止して家族のモデルを夫婦と子どもにすれば、戸籍は氏を同じくする夫婦と子どもで編製されることになります。つまり三世代籍、おじいちゃん、おばあちゃんまで一絡の戸籍はあり得なくなるため、家制度の復活もあ



り得ない、としてG H Qを説得しました。その結果が現行の戸籍制度です。

さて、戸籍は検索ができなければいけません。検索の基準は本籍地と戸籍筆頭者になっています。すなわち、**戸籍制度では本籍地と戸籍筆頭者がインデックス（索引）となるのです。**

婚姻の時に夫婦の氏とされた方が戸籍筆頭者になります。つまり夫の氏にする場合は夫が、妻の氏にする場合は妻が、戸籍筆頭者になります。

戸籍筆頭者は戸籍上のインデックスに過ぎないのですが、例えば夫が戸籍筆頭者であれば妻はその戸籍に入籍し、離婚をすると、妻が夫の戸籍から除籍されて、実家の戸籍に戻るか、妻が戸籍筆頭者になる新しい戸籍を作ります。

子どもは結婚すると、新戸籍ができますから、その子は親の戸籍から除籍されます。戸籍筆頭者の氏を基準にして、同じ氏かどうかで入籍や除籍が繰り返されます。

また戸籍筆頭者である夫が死亡した場合、妻が戸籍筆頭者に繰り上がるかという繰り上がりません。夫の戸籍部分には×印が付け

られます（電子式の戸籍では×はなくなり、「除籍」という語が記入されます）。筆頭者欄は消えません。何故なら筆頭者欄は索引だからで、ここが変動したら困るからです。筆頭者はそのまま、戸籍の保存期間内はずっと残るわけです。特に男性の場合は筆頭者欄にこだわるという意識が根強くありますね。

世帯主というのは住民基本台帳制度の問題です。**住民基本台帳というのは、人がどこに住んでいるかを証明する制度**です。学校を決めたり、選挙権の登録をしたりする行政サービスがそれに連動しています。だから住民票と言うのは個人個人で作られているのです。夫も妻も子どもも一枚一枚作られています。

ところがその住民票には続柄欄があつて、世帯主を必ず決めなければなりません。実際に暮らしていれば必ず家族のリーダーがいるはずですが、だからその人を世帯主として、その人との続柄を書くようになっていきます。

自分独りで住んでいる時は自分が世帯主になります。しかし結婚

戸籍制度について

国際的にみるとどうなのか。

「二宮」個人と家族関係とを登録して証明する制度は世界中にあります。

日本の戸籍制度の何が特殊かという点と家族単位であることです。

筆頭者を決めて家族単位で登録をして公に証明するというのは、日本と*韓国と台湾の三カ国しかありません。以前にあった北朝鮮と中国は一切廃止して個人単位に変えました。ですから今でも戸籍が残っているのは、台湾と韓国と日本ということになります。

欧米の国々では、個人別に、出生、婚姻、死亡とそれぞれ事項ごとの証明書制度になっています。

これらの国でも家族手帳などの制度を導入して、夫婦とその子ど

れば住民票の続柄には書かれません。

1990年代初め頃までの職場では家族手当の支給基準は世帯主のみに支払われていました。今でも国民健康保険では世帯内で世帯主が納付義務者になっています。

もを記載するものもできあがっています。でもこれは筆頭者が無く、夫と妻が対等に記載されています。

法的な証明力は、出生証明書、婚姻証明書、死亡証明書であつて、家族手帳は便宜の為にあります。家族手帳は当事者が管理します。そういう点でも日本の制度は独特です。

次号では、

諸外国の少子化に関わる法制度、年金制度などについて詳しくお聞きます。

* 韓国は2005年3月に、戸主制を廃止し2008年から個人単位の戸籍に改正することを決めました。

—お知らせ—

図書の紹介

に 二 宮 みや しゅう へい 著



「新版・戸籍と人権」
解放出版社 2006年

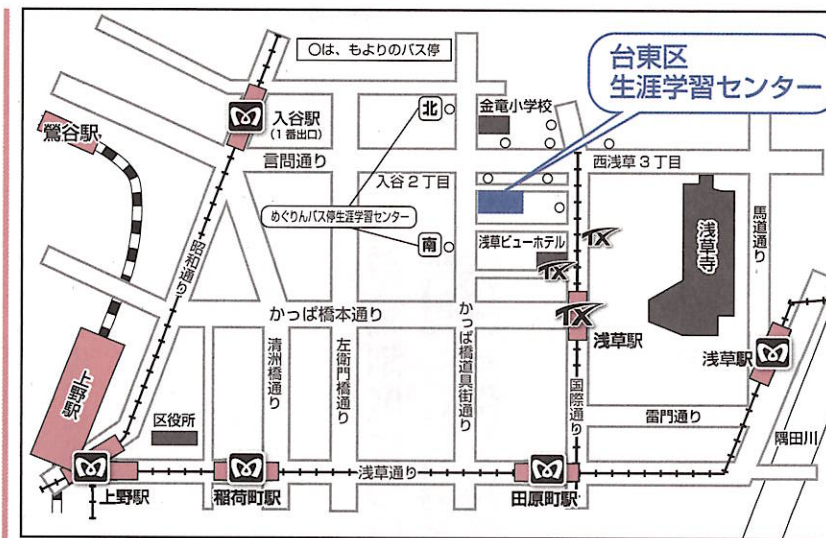


「事実婚の判例総合解説」
信山社 2006年



「家族法 (第2版)」
新世社 2005年

この図書はこちらの情報コーナーで貸出を行っています。



交通機関 ●JR山手線・京浜東北線「鶯谷駅」南口 徒歩約15分 ●つくばエクスプレス「浅草駅」A2出口 徒歩約5分
●地下鉄 日比谷線「入谷駅」1番出口 徒歩約8分
●銀座線「田原町」徒歩約12分
●めぐりん「生涯学習センター南」「生涯学習センター北」 共に 徒歩約3分

「はばたき21通信」13号

は公募の区民が
企画編集しています。
皆様のご意見、
ご感想をぜひ
お寄せ下さい。

はばたき21 台東区立男女平等推進プラザ

発行 台東区総務部人権・協働課
男女平等推進プラザ
〒111-8621 東京都台東区西浅草
3-25-16 生涯学習センター 4階
開館時間 午前9時～午後10時
休館日 月曜日(祝日にあたる場合は翌日)
年末年始
TEL 03-5246-5816
FAX 03-5246-5814
E-mail habataki21@taitocity.net
URL http://www.taitocity.net/habataki21
編集委員 榎本・佐々木・須賀・千葉・藤本
イラスト 佐々木恵美

はばたき21 相談室

ひとりで悩まないで相談ください。
(相談無料・秘密厳守・1回50分)



最初に予約の電話を
してください。

相談予約電話
03 (5246) 5819

* 法律相談の予約受付は当該月の1日
(休館日にあたる場合その翌日) からです。

面接相談 電話相談

こころと生きかたなんでも相談

自分の生き方や人間関係、家族や子育てのこと、
また配偶者等から暴力を受けていることなどの
相談に女性カウンセラーが応じます。

火曜・土曜 午前10時～午後4時
水曜・木曜 午後5時～午後9時

面接相談(火曜・土曜)を受ける方で小さなお子さんが
いる方のために、無料保育が利用できます。予約時にあわせ
てお申し込み下さい。

面接相談

女性弁護士による法律相談

離婚や親権、相続などの法律相談に女性弁護士が
応じます。

対象は女性です。
第2水曜日 午後1時～午後4時
第3木曜日 午前10時～午後1時
第4火曜日 午後4時～午後7時
日程が変更されることもありますので電話でご確認下さい。

「はばたき21通信」は、はばたき21通信についての意見や感想を、ファックス、はがき、メール、はばたき21にある意見箱等までお寄せください。お待ちしております。